

今後の人権教育の取組を進める上での基本的な考え方

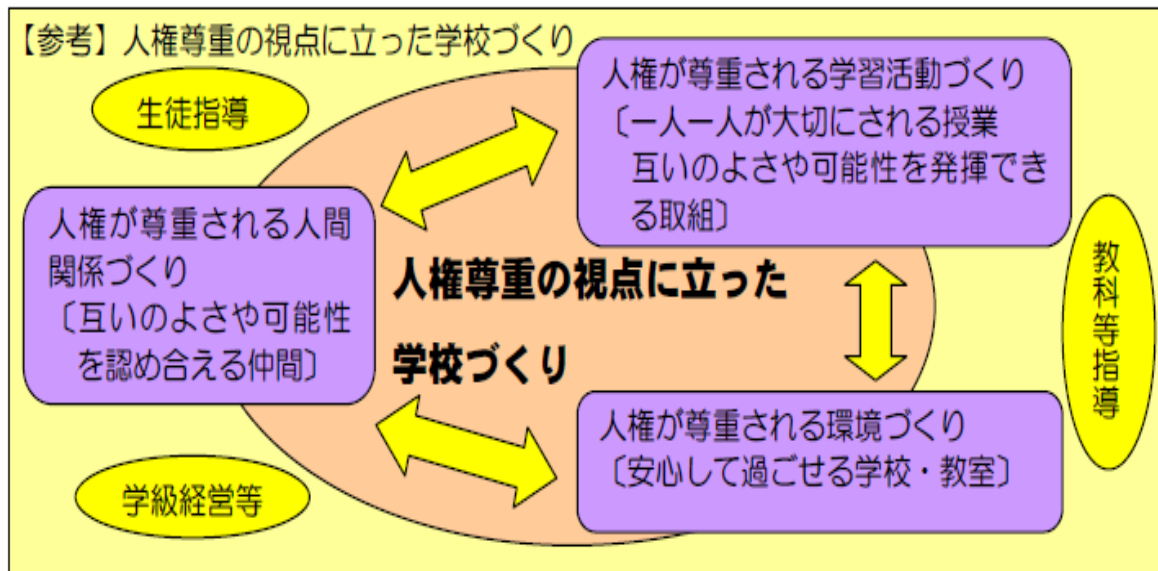
1 「人権尊重の精神に立った学校づくり」について

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、すべての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

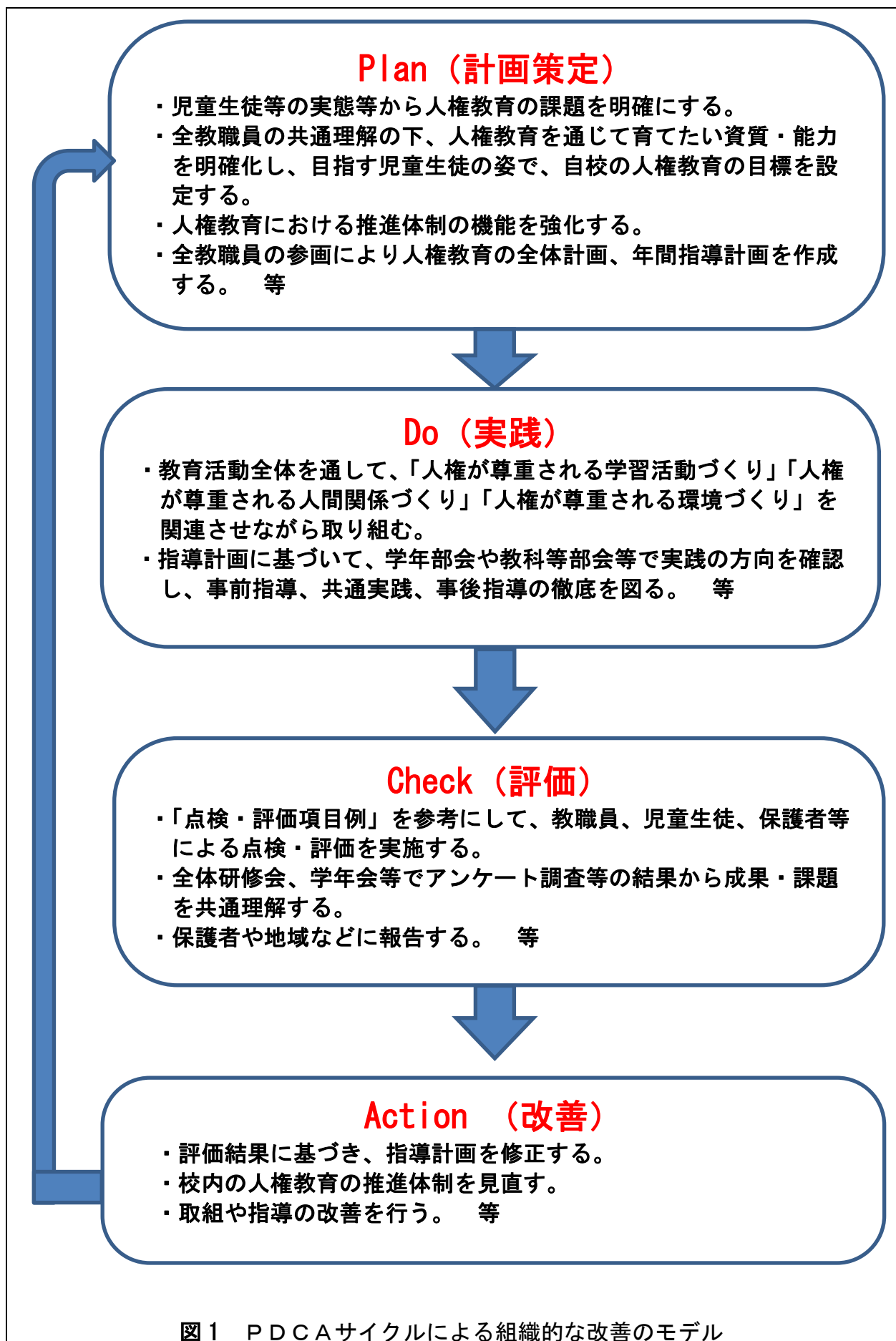
つまり、「人権尊重の精神に立った学校づくり」とは、校長のリーダーシップの下人権教育主任を中心に、教職員と児童生徒が「自分の学校をもっとよりよくしていきたい」、「人権が尊重される学校教育を実現していこう」という思いに満ちあふれ、すべての教育活動を通して人権教育を推進するための環境を整備する取組である。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。



2 学校としての組織的な取組の推進について

「人権尊重の精神に立った学校づくり」を推進する際、図1に示すようにPDCAサイクルにより、学校全体で組織的に改善に取り組むことが重要である。



(1) 計画策定のポイント

学校としての人権教育の目標設定

様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意することが重要である。

人権教育の全体計画の策定について

全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、自校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら、総合的・体系的に示した計画である。

管理職及び人権教育担当部（人権教育主任）による策定・見直し方針の提示を受けて、具体的な目標や実践的課題の設定、各学年組織による学年ごとの年間指導計画案の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議への提示による全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として、進めていくことが求められる。

《参考》 全体計画のチェックポイント (例)

- 重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。
- 重点的に取り組む人権教育を通じて育てたい資質・能力が設定されている。
- 児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。
- 児童生徒への取組だけでなく、教職員、家庭・地域の人権意識を高める取組が盛り込まれている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。
- 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたもの（より身近な課題への取組）として示されている。
- 交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成（豊かな人間関係づくり）など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。
- 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。
- 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して作成している。
- 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し（改善）を行っている。

《参考》 全体計画の作成の手順（例）

1

人権教育に関する法令・答申等の確認、人権教育推進上の課題把握、人権教育の取組の方針の設定

- ① 人権教育に関する法令や答申等を確認する。
- ② 児童生徒等の実態、保護者や地域の願い、これまでの人権教育に関する指導の実態を把握し、自校の人権教育の課題を明確化する。
- ③ ①②を踏まえて、取組の方針を示す。



2

人権教育の目標設定

- ④ 「学校の教育目標」や1で整理した実態や課題等を踏まえて、「人権教育の目標」を設定する。
- ⑤ 「人権教育の目標」の達成に向けて、児童生徒に育てたい資質・能力等を明確にし、「重点目標」を設定する。
- ⑥ 「重点目標」を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、目指す児童生徒の姿で目標を設定する。



3

すべての教育活動を通じた人権教育の指導内容の明確化

- ⑦ すべての教育活動での人権教育の指導のねらいを明確にする。
 - ・ 2で設定した目標の達成に向けて、各教科等における人権教育の指導のねらい、教科外活動等における人権教育に関連する指導事項や配慮事項、取組等を明示する。
 - ・ 1で整理した実態や課題等を踏まえて、「個別的な人権課題への取組」を明示する。



4

人権教育の推進のための研修や学校・家庭・地域との連携方策の明確化

- ⑧ 人権教育に関わる教職員の研修内容・方法を明確にする。
 - ・ 目標の具現化や指導内容の充実を図るための、教職員研修の内容や方法等を明示する。
- ⑨ 家庭・地域等、校種間の連携の具体策を明確にする。
 - ・ 連携の内容や方法等を明示する。

年間指導計画の策定について

年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画であり、当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための大切な指針となるものである。

年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気づき、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。

《参考》 年間指導計画のチェックポイント（例）

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、各校種で人権教育を通じて育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画となっている。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、人権教育を通じて育てたい資質・能力を明らかにしている。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間等における具体的な取組なども位置付けている。
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出している。その際、具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）を含む単元等、また、「法の下での平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）を含む単元等を設定している。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とかがわりの深い内容を設定している。
- 学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置いている。
- 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事では、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定している。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定している。
- 年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行っている。

人権教育を推進する体制の確立について

人権教育の目標設定後は、組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。下記について、校長のリーダーシップの下、人権教育主任を中心に、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。

- 人権教育の目標を実現していくための人権教育の全体計画
- 年間指導計画の立案や定期的な点検・評価計画
- 校内研修の企画・実施の計画 等

人権教育主任の役割について

人権教育主任は、人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待される。

<人権教育主任の主な役割>

- 人権教育の活動に関する企画立案
- 各校務分掌組織間の連絡調整・統括
- 学校運営全体との調整
- 関係機関等との対外的なコーディネート
- 人権侵害が生じた場合における当該事案への対応
- 保護者や児童生徒への相談活動 等

《参考》 学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント（例）

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に参画する体制が執られている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係機関との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に生かされている。
- 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

(2) 実践を進める上でのポイント

人権教育の基盤づくりについて

教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長をはじめ教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものである。

教育活動全体を通じて培う力や技能について

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

人権が尊重される学習活動づくりについて

人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

また、個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切である。

《参考》 授業づくりのチェックポイント (例)

- 各教科・領域において「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を育成することを意識して日常的に取り組を進めている。
- 授業のねらいは、学習指導要領の内容に基づき、教科等の目標から設定している。
- 単元（題材）の目標と人権教育との重なりを明確にしている。
- 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を、単元（題材）を通して、どのように育成したいのかを明確にしている。
- 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を教科等のどの活動場面に設定するか、児童生徒の姿をイメージしている。
- 「単元（題材）の目標」や「人権教育を通じて育てたい資質・能力」の目標を達成するために、授業の中での工夫、事前・事後指導の充実、日常生活との関連、組織的な取組、家庭・地域等の連携等を考えている。

《参考》 授業実践のチェックポイント（例）

- 熊本県教育行動指標「認め、ほめ、励まし、伸ばす」に基づき、日頃から、人権意識をもって授業をしている。
- 授業の中で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」及び「人権が尊重される授業づくりの視点」を位置づけた授業実践を意識し、「自己存在感が持てる支援」「共感的人間関係を育成する支援」「自己選択・決定の場の設定」を学習活動に仕組んでいる。
- 児童生徒の主体的な学習活動となるよう工夫している。（参加・体験・協力等、指導方法の工夫を行っている。）
- 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」に対する評価を、具体的な児童生徒の姿で実施している。

《参考》 点検・評価のチェックポイント（例）

- 取組の点検・評価の計画に基づき、「管理職及び教職員による点検・評価」「児童生徒による評価」「保護者等による評価」等を実施している。
- 各点検・評価を基に、成果と課題を明確にし、次年度の取組につなげるように、計画的な評価を実施している。

人権が尊重される人間関係づくりについて

学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体を通して人権が尊重されるような環境づくりを進めるために、教職員が児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。

また、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。

人権が尊重される環境づくりについて

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

《参考》 人権尊重の視点に立った学級経営等のチェックポイント（例）

教職員の姿勢

□児童生徒の意見を受け止め、明るく丁寧な声かけを行うなど、児童生徒の思いや願いを把握し、信頼関係を深めている。

人間関係づくり

□学級集団づくりの目標を設定し、互いの存在を認め合い、励まし合い、高め合う学級づくり等、児童生徒間のよりよい人間関係を形成している。

環境づくり

□人と人をつなぐための環境づくりを工夫している。

- ・花や絵画等の心を和ますような環境
- ・動植物の飼育や栽培等の体験活動が可能な環境
- ・教室や廊下等の人権コーナーの設置
- ・人権標語やポスターなどの掲示
- ・人権学習発表会や人権集会の定期的な開催 等

個別的な人権課題に対する取組について

学校教育においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

《参考》 個別的な人権課題に対する取組についてのチェックポイント（例）

□具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえた適切な取組を進めている。

□児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている方がおられることを想定し、十分な配慮をしている。

□教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識している。

□個人情報の取扱いには、十分な配慮を行っている。

□教育の中立性を確保している。

(3) 点検・評価を進める上でのポイント

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められる。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

また、その取組に関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供できるよう努めることが求められる。

《参考》 点検・評価の視点（例）

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
 - ～ 年度ごとの新しい（特色ある）取組、その他の取組
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての組織体制の構築
 - ～ 管理職－人権教育主任－各研究部・各学年の有機的な連携
- 家庭・地域との連携の強化
 - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備

点検・評価の項目例

【管理職】

- 当該年度の取組の方針や重点的な取組など、人権教育の目標達成のためのビジョンを示している。
 - ・自らの言葉で人権について教職員、家庭・地域に語っている。
- 「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向けて、教職員がその趣旨を理解し、協力して実践に結びつけている。
- 「報告・連絡・相談」による的確な判断、情報の共有化、スピード感を持った対応を行っている。
- 人権意識を高めるため、校外での研修や教職員同士のOJT研修を計画的に進めている。
 - ・人権を大切にしよう教職員集団を育てている。
- 学校における人権教育の理解・啓発を図っている。

【教職員】

- 学校全体で、配慮や支援を要する児童生徒への支援体制について共通理解を図り、一人一人を大切にされた指導を行っている。
 - ・家庭訪問により生活実態を把握するなど、児童生徒と向き合う時間を確保している。
- 管理職の指導により、人権教育主任が役割を自覚し、他の主任と連携を図りながら取り組んでいる。
 - ・差別事象、いじめ発生時の対応や未然防止に向けて組織的に取り組んでいる。
- 配慮や支援を要する児童生徒を中心に据えて集団づくりを進めている。
 - ・自らの人権意識を絶えず見つめ直している。
- 関係法令の理解、当事者に学ぶ研修等を通して、基本的認識や実践的指導力の向上を図っている。
 - ・お互いに日頃の実践に関わって教え合うことを大切にしている。

□授業参観や学級通信の発行等、機会をとらえて教育・啓発を図っている。

【児童生徒】

□学級の雰囲気がよく、自分の居場所があり、みんなが協力し合っている。

・一人一人の自尊感情が育まれている。

《日常生活の中で自発的に行動する姿》

□誰かがつらい（悲しい）思いをしているとき、一緒に考える姿がある。

□誰かがいじめや人権侵害を受けているとき、それを止める姿がある。

□問題が起こったとき、みんなで話し合って解決している。

□学級での出来事や人権学習で学んだことを、家庭の中で積極的に話している。

(4)改善を進める上でのポイント

家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携について

人権教育は、一人一人が大切にされ、尊重される社会の発展に寄与するものである。各学校においては、人権教育のこのような意義も踏まえ、人権文化の構築に向けた各般の取組とも歩調を合わせながら、社会全体で児童生徒を育てていくという視点に立って、人権教育の活動を進めていく姿勢が重要となる。

学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。

《参考》 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携のチェックポイント（例）

□学校の取組を、積極的に公表するとともに、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝え、協力関係を築いている。

□人権侵害の問題に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教職員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組を進めている。

□施設の訪問等を通じ、高齢者や障がい者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育む機会を作っている。

□適切な連携協議の場に関係機関等の関係者の参加を得て、普段からの連携・協力体制を整えている。

□校種間の連携をより一層進めるため、中高連携システムを充実するとともに、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組を通じたりして、系統的・継続的な人権教育の実践に努めている。

□連携を進める際、各学校における人権教育推進のための諸計画の目標との整合性、教育の中立性の確保について相互に確認している。

□個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を推進している。

3 学校における研修の充実について

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要である。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることにより、児童生徒が、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していくこととなる。

そのため、児童生徒の最も近くにいる大人の一人として、「教師」に求められる基本的な知識や態度、技能について、すべての教職員が繰り返し確認を行い、確実に身に付けるために、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、取り組むことが大変重要である。

(1) 研修内容・方法についてのポイント

学校において人権教育に関する研修を進めていく際には、その内容について定期的に評価を行い、見直しを図るとともに、その評価結果を各年度の研修プログラムに反映させ、これを組織的に実施していくことが重要である。このようなプロセスを通じ、学校全体として、研修内容や方法の改善を図っていくことが可能となる。

さらに、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、自校の実態に応じて研修内容や方法の充実に取り組むことが重要である。

児童生徒の理解等に関する研修について

人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、下記の事項について組織的・計画的に習得を図る必要がある。

- 児童生徒と接する態度、共感的な理解や背景理解（児童生徒の背景をとらえる方法、家庭訪問の目的や大切にしていること）
- 集団づくりへの支援（配慮や支援を要する児童生徒を中心に据える取組について）
- 人間関係の構築
- 学校での組織的な課題解決の手法
- 保護者や地域の人々と接する姿勢 等

指導に関する研修について

自校で人権学習の活動を進めるに当たり、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会、学年会、職員研修等において必要な研究・研修の機会が設けられることが重要である

- 学習教材の理解や授業研究等による効果的な教授方法の開発
- 事前・事後学習の実施
- 保護者等への説明と協力関係の構築
- 効果の検証 等

《参考》 研修内容及び方法についてのチェックポイント（例）

○人権尊重の理念の知的理解のための研修

□知識的側面に焦点を当てた研修において、人権に関する知識を増やすことのみを目的とするのではなく、教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を提供することに主眼を置いている。

□知識として得た内容が、実際の教育活動の中で積極的に活用されるようにするため、自分で調べる、聞き取る、まとめるという「能動的」な研修になるよう工夫している。

○人権尊重の理念の体得のための研修

□人権尊重の理念を単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自らが体験し、意欲的、主体的に指導に当たれるようファシリテータ（学習促進者）としての指導の技術を体験的に学ぶファシリテーション実技の研修を取り入れている。

《参考》 効果的な学習教材の選定・開発についてのチェックポイント（例）

□人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、その教材から、児童生徒にどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、児童生徒の中にどのような意識や態度を育みたいのか、具体的に設定している。

□人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするなど教材の内容面での創意工夫を行っている。

□社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えるよう工夫している。

□学習の目的に応じて、多様な学習教材の選定・開発をしている。

- ・ 生命の大切さに気付くことができる教材
- ・ 様々な人権問題に気付くことができる教材
- ・ それぞれの人権問題を深く考えるための教材
- ・ 自分自身を深く見つめることを意図した教材
- ・ 身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材
- ・ コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材 等

□保護者をはじめ地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習等の活動の中から、児童生徒自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスを大切にしている。

□学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味し、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮している。

【参考】 効果的な教材の例

○生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。

○視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

読み物資料を視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学

習効果を向上させることが可能となる。パソコンの活用なども考えられる。

○教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そうした出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。

○地域の教材化

○外部講師の講話やふれあいの教材化

○同世代の児童生徒の作品の教材化（人権作文・人権標語・人権ポスター等）

○歴史的事象の教材化

○保護者や地域関係者と共に作る教材

○小説、詩、歌などの作品の教材化

《参考》 指導方法の工夫についてのチェックポイント（例）

○児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

□学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通じ、異なる意見を持っていることに気付く経験や、自分達でルールをつくる経験などを積み重ねていくことにより、多面的・多角的に考える力や合理的なものの見方・考え方を育てるなど、児童生徒の自主性を尊重した指導方法を工夫している。

○「体験」を取り入れた指導方法の工夫

□様々な人々との交流活動や擬似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組んでいる。

□取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなど、単発的な体験に終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成果を効果的に活かしている。

□児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努めている。

○児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

□児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開している。

（２）家庭・地域との連携推進のためのポイント

家庭・地域との相互理解に関する研修について

保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、児童生徒に示していくことが望まれる。

そのため、学校は、家庭に向けた啓発活動の工夫や関係機関等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を進めることが大切である。

○学校・学年だより等による身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供

○人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施

○人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施 等

《参考》 家庭・地域との連携推進のためのポイント（例）

- 年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図っている。
- 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握している（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要である）。
- 地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進めている。
- 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解増進を図っている。
- 学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広めている。
- 地域の教育力と学校教育のネットワークを強化する取組など、それぞれの立場で一人一人の児童生徒を見つめ、育成する取組を推進している。